

1 法人県民税

(1) 均等割の税率

(単位：円)

事務所等所在の月数(※1)		1月	2月	3月	4月	5月	6月
(※2) 資本金等の額	1千万円以下(※3)	1,600	3,300	5,000	6,600	8,300	10,000
	1千万円超1億円以下	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000
	1億円超10億円以下	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000
	10億円超50億円以下	45,000	90,000	135,000	180,000	225,000	270,000
	50億円超	66,600	133,300	200,000	266,600	333,300	400,000
事務所等所在の月数(※1)		7月	8月	9月	10月	11月	12月
(※2) 資本金等の額	1千万円以下(※3)	11,600	13,300	15,000	16,600	18,300	20,000
	1千万円超1億円以下	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000
	1億円超10億円以下	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
	10億円超50億円以下	315,000	360,000	405,000	450,000	495,000	540,000
	50億円超	466,600	533,300	600,000	666,600	733,300	800,000

※1 事務所等所在の月数は、暦に従って計算し、所在期間が1月に満たないときは1月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。

※2 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいい、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額をいいます。
なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度は、法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資・無償減資等による欠損填補を行った場合にその額を調整した金額が地方税法上の「資本金等の額」になります。(地方税法第23条第1項第4号の2)ただし、この「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」を比較し、「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」は「資本金+資本準備金」になります。(地方税法第52条第4項、第5項)

※3 資本金等の額が1千万円以下の法人のほか、公共法人及び公益法人等(非営利型法人に該当する一般社団法人・一般財団法人、NPO法人等)、人格のない社団等、非営利型法人以外の一般社団法人・一般財団法人及び保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものが該当します。

(2) 法人税割の税率

(単位：%)

法 人 区 分	税率		
	※3	※4	※5
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える(※1)法人及び保険業法に規定する相互会社	5.8	4.0	1.8
② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額(分割法人については、分割前の法人税額)が年1,000万円(※2)を超える法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)			
③ 上記①、②以外の法人	5.0	3.2	1.0

※1 事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額により判断します。

※2 年1,000万円を超えるかどうかは、地方税法施行規則第6号様式の⑤の額又は同規則第6号様式(その2)の⑤の額(複数の都道府県に事務所等を有する法人は同規則第10号様式の⑤の額)により判定します。また、事業年度が1年に満たない場合は、下表により判定します。

※3 平成26年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

※4 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

※5 令和元年10月1日以後開始事業年度に適用されます。

(単位：円)

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年1,000万円に相当する額	833,333	1,666,666	2,500,000	3,333,333	4,166,666	5,000,000
事業年度の月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年1,000万円に相当する額	5,833,333	6,666,666	7,500,000	8,333,333	9,166,666	10,000,000

注) 事業年度の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数は切り上げてください。

2 法人事業税

(単位：％)

事業の種類		法人の区分	事業税の区分	税率			
				令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後開始する事業年度	
ア	イ～エ以外の事業（非課税事業（林業、鉱物の掘採事業、一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業）を除く）	①外形標準課税対象法人（※1）	所得割（※2）	年400万円以下の所得	0.4	0.4	
				年400万円を超え年800万円以下の所得	0.7	0.7	
			800万円を超える所得	1.0	1.0	1.0	
			軽減税率不適用法人（※3）				
		付加価値割	1.2	1.2	1.2		
		資本割	0.5	0.5	0.5		
		②特別法人（※4）	所得割（※2）	年400万円以下の所得	3.5	3.5	3.5
				年400万円を超える所得（※5）	4.9	4.9	4.9
③普通法人（①及び②の法人を除く）。公益法人等。人格のない社団等	所得割（※2）	年400万円以下の所得	3.5	3.5	3.5		
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3	5.3	5.3		
			800万円を超える所得	7.0	7.0	7.0	
			軽減税率不適用法人（※3）				
イ	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、ガス供給業（導管ガス供給業）、保険業、貿易保険業		収入金額	1.0	1.0	1.0	
ウ	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）	上記①の法人（※1）	収入割	1.0	0.75	0.75	
			付加価値割		0.37	0.37	
		上記②及び③の法人	資本割		0.15	0.15	
			所得割		1.85	1.85	
エ	ガス供給業（特定ガス供給業（※6））		収入割	1.0	0.75	0.75	
			付加価値割			0.48	
				資本割			0.77
							0.32

3 特別法人事業税

(単位：％)

事業の種類	法人の区分	課税標準	税率		
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後開始する事業年度
「2 法人事業税」のア	外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	260	260	260
	特別法人		34.5	34.5	34.5
	外形標準課税対象法人及び特別法人以外の法人		37	37	37
「2 法人事業税」のイ		基準法人収入割額	30	30	30
「2 法人事業税」のウ			30	40	40
「2 法人事業税」のエ			30	30	62.5

注）基準法人所得割（収入割）額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額となります。

- ※1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（投資法人、特定目的会社及び一般社団法人・一般財団法人は除きます。）また、令和7年4月1日以後開始事業年度から外形標準課税の対象法人が見直されました。詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。
- ※2 複数の都道府県に事務所等を有する法人の課税標準の区分は、関係都道府県に分割する前の所得金額によってください。事業年度が一年に満たない場合、「年400万円」とあるのは「年400万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年800万円」とあるのは「年800万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と読み替えてください。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り上げてください。
- ※3 軽減税率不適用法人とは、所得を課税標準とする法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上かつ資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人、令和4年3月31日以前開始事業年度に係る外形標準課税対象法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上の法人をいいます。
- ※4 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第7項に掲げる法人（医療法人、農業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、信用金庫等）をいいます。
- ※5 租税特別措置法第68条第1項に規定する法人（特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗の売上高が1,000億円以上であるもの）の税率については、地方税法本法附則第9条の2による特例があります。
- ※6 特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業（ガス事業法第2条第9項に規定するガス製造事業を行うものに限ります。）を行うガス製造事業者（導管ガス供給業を除きます。）が該当します。
- ※7 ガス製造事業者（特定ガス供給業を除く）及び旧一般ガスみなしガス小売業者については、令和4年4月1日以後開始する事業年度から課税方式が収入割ではなく、所得割又は付加価値割、資本割及び所得割の合計になります。